

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業導入に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 調査目的

福生市では、ESCO 事業スキームの構築のため「福生市庁舎 ESCO 事業実施に向けたサウンディング型市場調査」を令和4年11月に実施し、事業者の方から多くのご意見をいただくことができました。

事業実施にあたって、いただいたご意見を踏まえながら検討をした結果、民間事業者のノウハウを最大限生かした設備更新及び光熱水費の効果的な削減と環境負荷の低減を図る設備更新型 ESCO 事業について、令和6年度からの導入を目指しております。

このことから、現在、事業の導入に向けて、本市が検討している事業内容について、改めて民間事業者の皆様から広く意見を求め、個別対話を通じ、公募条件を整えるため、サウンディング型市場調査を実施いたします。

2 サウンディングの概要

設備更新型 ESCO 事業を活用した設備更新の公募条件等の確認

対象施設 市庁舎（福生市本町5番地）

対象設備 空調設備、照明設備、消防設備等（詳細は、別紙「施設概要」参照）

3 スケジュール等

(1) スケジュール

内 容	日 程
サウンディング実施要領の公表	令和4年12月26日（月）
サウンディング参加申込・提案書提出期間 及び現場ウォークスルー調査実施期間（※）	令和5年1月5日（木）から 令和5年2月1日（水）まで
サウンディングの実施	令和5年2月9日（木）から 令和5年2月17日（金）まで
サウンディング結果・公表内容の調整	令和5年2月24日（金）まで
サウンディング結果の公表予定	令和5年3月7日（火）

※希望者に対して、サウンディング参加申込・提案書提出期間と並行して、現場ウォークスルー調査期間を設けます。

希望される場合は、日程を調整いたしますので、お手数ですが「6 問合せ先」の契約管財課 担当までご連絡ください。

なお、業務時間中に実施することから、施設内全てを見学できるとは限りません。

(2) 対話実施日時

	午前1 9:00-10:00	午前2 10:30-11:30	午後1 13:30-14:30	午後2 15:00-16:00
2月9日(木)	○	○	○	○
2月10日(金)	○	○	○	○
2月13日(月)	○	×	×	×
2月14日(火)	○	○	○	○
2月15日(水)	○	○	×	○
2月16日(木)	○	○	○	○
2月17日(金)	○	○	○	○

4 個別対話

提案書の提出をいただいた民間事業者との間で、1社又は1グループで1時間程度を目安に個別対話を実施いたします。詳細は、次のとおりです。

(1) 対話のテーマ

次のテーマに沿って個別対話を実施します。なお、必ずしも全てのテーマに対する提案や意見がなくても結構です。

※ご協力いただける場合は、見積書の提出もお願いいたします。

- ・ 提示する募集要項（草案）に対するご意見
- ・ 本事業に対するご要望
- ・ その他（自由なご意見をお聞かせください）

(2) 提供資料

- ・ 福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）
- ・ 施設概要
- ・ 様式集
- ・ 図面資料

提供資料については市ホームページに掲載しております。

(トップページ → 市政情報 → 公民連携 → サウンディング型市場調査)

(3) 参加申込み

個別対話に参加を希望される場合は、エントリーシートに必要事項を記載し、市ホームページ応募フォームからお申込みください。

また、サウンディング事項についての意見等を記載した提案書をエントリーシートと併せて、市ホームページ応募フォームからご提出ください。

(4) 日時及び場所

日時及び場所については、エントリー後に個別にご連絡いたします。

(5) 本調査の対象者

本調査が対象とする事業に実施主体として参画する意向のある民間事業者等の法人、それらのグループ又はグループを構成したい法人を対象とします。

(6) 参加予定者

個別対話に出席する人数は、1社又は1グループ4名以内としてください。

(7) サウンディング結果の公表

市は、本サウンディング調査後、個別対話で得られた事業者意見等の結果を公表します。

事業者のノウハウ保護等のため、結果公表前に、市と事業者の間で公表内容を確認・調整いたします。

(8) 参加除外条件

申込時点で、次に該当する団体は、申込できません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

イ 直近3年間の国税又は地方税を滞納している団体

ウ 福生市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は更生手続きをしている団体

5 留意事項

(1) 市は、本サウンディング調査の結果を、今後の事業内容や事業者募集に係る条件設定等を検討する際の参考とするため、募集要項の内容は決定していません。

(2) 本サウンディングへの参加は、事業化の際の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。

(3) 本サウンディングへの参加に関する費用は、参加者の負担となります。

(4) 必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

6 問合せ先

サウンディングに関すること

企画財政部 公共施設マネジメント課 公共施設グループ 担当 吉澤
電話 042-551-1972 (直通)

市庁舎に関すること

総務部 契約管財課 管財係 担当 和泉
電話 042-551-1535 (直通)